2. 服装容儀規定

Ⅰ 高鍋高校生としての誇り（高鍋 PRIDE）

（1）頭髪・眉　＜清潔感・社会的品性のある髪型にしよう。＞
- ・目や眉にかかる場合は、ゴムやピンでまとめよう。
- ・眉の加工や化粧はしないようにしよう。

※頭髪や眉等に悩みがある場合は、相談窓口（相談しやすい先生）を利用しよう。

（2）制服※1　＜清潔感・品格のある着こなしをしよう。＞
- ・制服は学校指定のものを着用しよう。
- ・誰が見ても清潔感のある、爽やかな着こなしをしよう。
- ・靴下は制服のバランスを損なわないものを着用しよう。

（3）防寒具　＜健康・安全性に配慮し、品格のある寒さ対策をしよう。＞
- ・制服の雰囲気を損なわない着こなし（寒さ対策）をしよう。
- ・基本的に、防寒着は校舎内では着用しないようにしましょう。

※正し体調の急変等、やむを得ない場合についてはこの限りではありません。

（4）その他
- ・地域の方々から愛され応援される鍋高生を目指しましょう。
- ・明記されていないから許されているのではなく、生徒自治の精神に期待されていることを忘れずに考えて行動しましょう。
- ・「清潔感・品性や品格」などの言葉の意味には人それぞれ幅があります。定期的にその幅について、生徒会を中心に先生達と話し合いながら見直しを図り、自治の構成を目指しましょう。

※1 制服は学校指定のものとする。

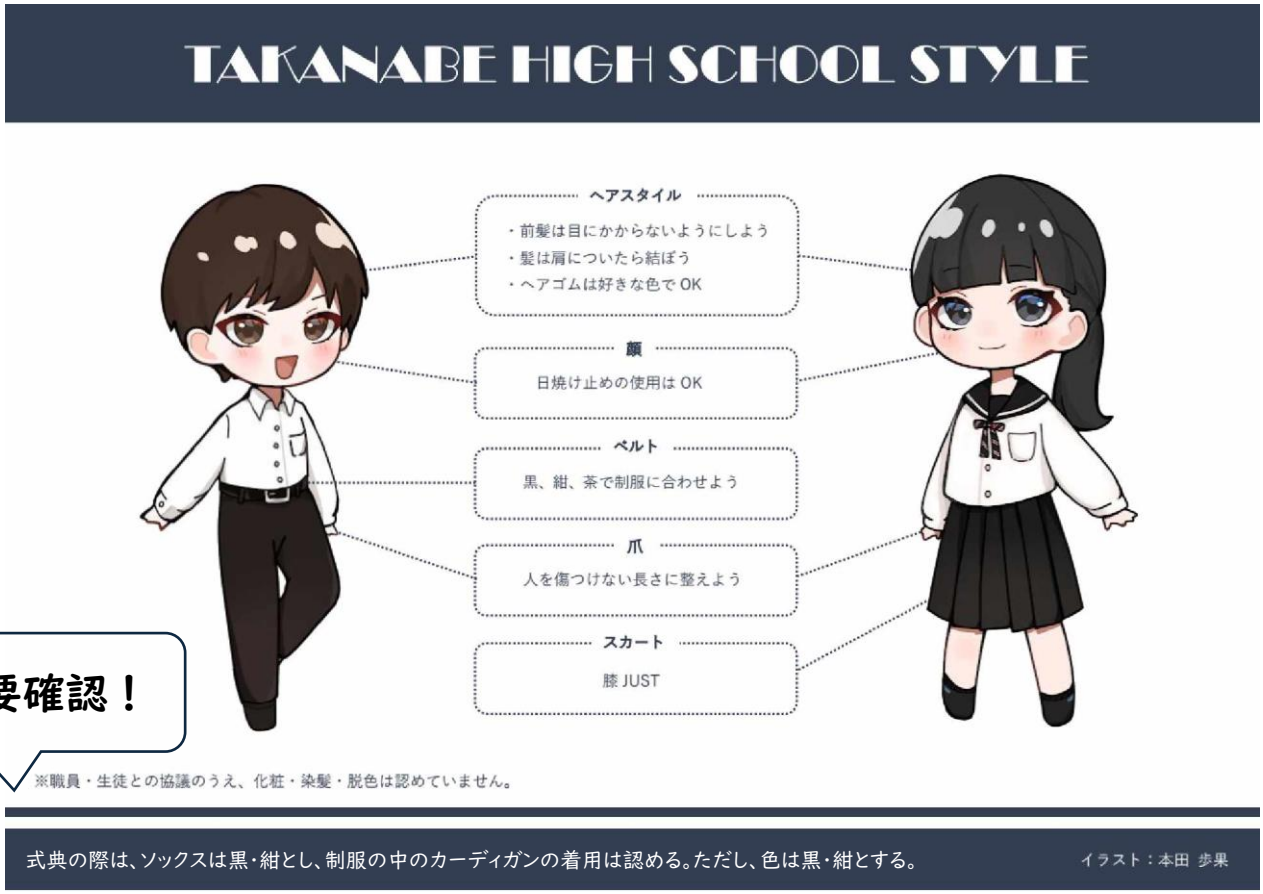
〔男子〕冬服・中間服・夏服・冬用上衣、冬用スラックス、長袖シャツ・夏用スラックス、半袖シャツ、半袖ポロシャツ

※第一ボタンは必ず留める。

※ベルトは黒・紺・茶とし、ズボンの裾を踏まない。

〔女子〕冬服・中間服・夏服・冬用上衣、冬用スカート、冬用スラックス、長袖セーラー、カーディガン、標準靴下・半袖セーラー、夏用スカート、夏用スラックス、半袖ポロシャツ

※スカート丈は膝の表裏が見えない程度とする。



2 ソックス

黒・紺・白（どれもワンポイント可）で、丈はレギュラーサイズとする。

3 その他

（1）生徒個人カードは、校内外ともに必ず携帯すること。

（2）スリッパは学校指定のものとし、学年、組、氏名を大きく明記すること。

（3）女子のカーディガンは学校指定のものとし着用を認める。

（4）男女ともマフラー、ネックウォーマーについては登下校時、認める。着用の際には顔が隠れることのないように着用し、校舎内では着用しない。また、男女とも登下校時のニット帽の着用は認めない。

（5）男子において、冬季体育用ジャージを着用するときは、学生服の下に着ること。学生服を脱ぐときはジャージもとる。但し、清掃中は着用を認める。

（6）特別な事情等がある場合は、担任をとおして生徒支援部へ相談し所定の様式を届ける。式典の際は、ソックスは黒・紺とし、制服の中のカーディガンの着用は認める。ただし、色は黒・紺とする。

3.通学規定

＜自転車＞

1 通学資格

（1）通学距離に関わらず申請者は許可する。

（2）JR通学生については、高鍋駅と本校間の自転車通学を認める。

（3）ヘルメットを着用する。

2 自転車通学の際の注意点

（1）無灯火・二人乗り・傘差し・並進などの交通違反をしない。

（2）原則として左側通行とするが、事情により通行帯を変更した場合は、正規の通行者に十分配慮する。

（3）通学許可のステッカーを貼る。その際、自転車点検を受ける。

（4）自転車に鍵・ライト・ベルを装着する。

（5）他人の迷惑にならないよう指定された置場に二重ロックをして整然と置く。

（6）朝の登校時は、時間に余裕を持って自宅を出る。(事故防止)

<原付自転車>

Ⅰ 通学資格

原付自転車(第一種のみを認め、以下バイクという)通学は、以下の条件を満たす者のみ許可する。

【許可基準】(R5～摘要)

(条件Ⅰ)自宅から学校までの距離(実測)が8キロ以上あること。
ただし、8キロ未満の者で以下の①、②の場合には生徒支援部で検討する。
①特別な事情があるもの(身体的な条件を原則とする)
②都於郡・三財・三納・穂北・佐土原中学校地区からの通学生

(条件2)上記の条件Ⅰを満たした者で、都農以北、宮崎市以南(佐土原を除く)から通学する生徒は以下の③、④を満たす場合許可する。
③自宅から最寄りの駅までの距離(実測)が3km以上の者
④自宅から最寄りのバス停までの距離(実測)が2km以上の者

※1 ③と④については駅またはバス停までのバイク通学を許可する。
※2 都農以北、宮崎市以南(佐土原を除く)の学校までのバイク通学は許可しない。
※バイク通学可能地域については、「高鍋高校バイク通学許可一覧表」で確認してください。

<高鍋高校バイク通学許可一覧表>

市町村・地区		許 可 条 件						判 定
市町村名	地区名	学校から		駅から		バス停から		
		8 ㎞以上	8 ㎞未満	3 ㎞以上	3 ㎞未満	2 ㎞以上	2 ㎞未満	
日向市	美々津以外	×	×	×	×	×	×	**不許可**
	美々津	○	×	○	×	○	×	駅まで許可
都農町	全域	○	×	○	×	○	×	駅まで許可
川南町	全域	○	×	○	×	○	×	学校まで許可
木城町	全域	○	×	○	×	○	×	学校まで許可
高鍋町	全域	×	×	×	×	×	×	**不許可**
新富町	上新田	○	△	○	×	○	×	学校まで許可
	上新田以外	○	×	○	×	○	×	学校まで許可
西都市	茶臼原	○	×	○	×	○	×	学校まで許可
	茶臼原以外	○	×	○	×	○	×	学校まで(審議)
宮崎市	佐土原	○	×	○	×	○	×	駅まで(審議)
	佐土原以外	×	×	×	×	×	×	**不許可**

※以下の条件については、自宅からバス停が2㎞未満でも許可する場合がある。
①下校時間に適する公共交通機関がない場合
②危険性が認められる道路事情がある場合

※許可基準を満たしていないが、バイク通学がどうしても必要な生徒は、生徒支援部に相談してください。

2 免許取得規定

（1）免許取得は、1学年3学期終了後から新年度始業日前日までとする。ただし、諸事情により本期間中に取得できない者は、代休日(平日)や夏季休業期間(学校の行事がない日に限る)、または生徒支援部で検討し許可された日に取得することを認める。

（2）免許取得時(1学年の春休み期間中)までに特別指導を受けた者、免許取得時までに生徒支援部関係で複数回指導されている者は、2学年の夏季休業中以降にしか免許取得を許可しない。

（3）上記(2)および生活面に問題がある者(遅刻・欠席・怠学・対応態度など)については、担任および生徒支援部で指導し改善が認められた以降に許可する。

3 申請手続き

（1）バイク通学希望者は、許可申請(様式 A)に必要事項を記入の上、保護者・担任の承諾印をもらい、生徒支援部の交通係に提出する。

（2）バイク通学の許可が下りた者は、運転免許取得願(様式 B)に保護者・担任の承諾印をもらい、生徒支援部の交通係に提出し、許可証を取得して免許試験を受けに行く。

（3）運転免許を取得した者は、通学許可願(様式 C)を保護者・担任の承諾の押印をもらい、生徒支援部の交通係に提出する。

（4）バイクでの通学は生徒指導部の指示した日より始める。その際、前日までにステッカーとプレートを交付する。

4 バイク・ヘルメット・服装について

（1）バイク

色は黒・白・紺・灰色とし、50cc 以下(第一種)のスクーターを使用する。

※R7 からの新基準原付のスクーターについても許可する。

（2）ヘルメット

色は黒・白・紺・灰色のフルフェイス型を使用する。

（3）通学時の服装

冬季は防寒着の着用を認める。(部活動で使用中の統一されたチームウエアも許可する)

5 バイクを使用する際の注意

（1）道路交通法を遵守し、学校内では徐行運転(10km／h)をする。

（2）使用は原則通学のみに使用する。

（3）バイクの貸し借りをしない。

（4）指定された駐輪場に、必ず鍵をかけて整然と置く。

（5）朝の登校時は、時間に余裕を持って自宅を出る。(スピード違反の防止)

（6）車体にプレートを装着し、ヘルメットには許可証を貼付する。

（7）自賠責保険に加入すること。また、任意保険にも加入する。

（8）定期点検整備を受ける。

（9）交通違反・交通事故を起こした場合は、速やかに担任・生徒支援部に届け出る。

6 違反者について

（1）無断免許取得

〇保護者召還の上、特別指導とする。

（2）道路交通法の違反者は、保護者召還の上2週間以上のバイク通学禁止、またはバイク通学取り消しとする。

（3）暴走行為

〇保護者召還の上、特別指導とする。

（4）事故を起こした場合(加害者になった場合)

①事故の状況により生徒支援部で判断する。保護者召還の上、2週間以上のバイク通学停止。

②本項目において届け出の義務を怠った者は、保護者召還の上、バイク通学停止～バイク通学取り消しとする。

（5）事故に遭った場合(被害者になった場合)

〇事故の状況を担任・生徒支援部に報告し、怪我等が回復してからバイク通学を再開する。

（6）校内規定の違反

〇保護者召還の上、2週間以上のバイク通学の停止とする。

＜自動車運転免許取得＞

1 取得資格者…取得資格者は次の条件をすべて満たす者とする。

（1）進学・就職先が決定している。
（2）卒業の認定に問題がない。
（3）高校の授業料および校納金の滞納がない。
（4）生活面で問題がない。

2 自動車学校への入校と通学について

（1）自動車学校への入校は自宅学習期間からとする。ただし就職決定者2学期冬季休業からの入校を認める。
（2）4年制大学の指定校推薦合格者、国公立4年制大学学校推薦型選抜(旧推薦)に関して、特別な事情があり、校長が必要と判断した者については考慮する。
（3）服装は制服を原則とするが、事情によっては運転しやすい私服でもよい。
（4）免許についての教本は学校では開かない。

3 免許取得後について

（1）卒業式前に免許を取得した場合は、学校に相談する。
（2）卒業後の運転については、特に安全運転に心掛けること。

4 申請手続き

（1）運転免許取得許可願を保護者同伴で受け取る。
（2）許可願に必要事項を記入し、保護者、担任に許可の押印をもらい、生徒支援部の係に提出する。なお、CI・生活文化科以外の生徒は共通テスト後に申請の手続きをする。
（3）自動車学校に入校・通学する際は、許可証を必ず携帯しておく。

5 違反者について

（1）上記についての違反した者は、即刻自動車学校の通学を中止し、本校(高鍋高校) の指示に従う。
（2）無断で自動車・バイク(原付も含む)の免許を取得した者は、特別指導を行う。

＜自動車による送迎・駐車について＞

（1）交通事情により送迎でしか登校できない者は、送迎許可生徒として認定する。

（2）自動車による送迎乗降は MASUDA スタジアム(旧町営球場)で行うこと。
但し、怪我等の事情で校内への乗り入れを希望する生徒については許可証を発行するので、担任を通じて生徒支援部へ届けること。
部活動後の迎えも体育館前ではなく、MASUDA スタジアムで行うこと。

（3）MASUDAスタジアムに行く際には、下記の地図に示した通りに通行すること。

（4）学校行事等で体育館前駐車場を使用する場合は、事故防止と渋滞緩和の面を考慮して10号線からの右折による入退場は禁止する。

①	体育館前では、10号線方面からの右折はできません。木城・JA 方面からの左折のみ可能です。
②	総合庁舎・町営球場入り口交差点での右折は、できる限り避けてください。※1
③	朝の送迎は、混乱を避けるため、2 MASUDA スタジアム（旧町営球場）駐車場でお願いします。
④	行事などの際の駐車場は、1 体育館前駐車場が満車になってから 2 MASUDA スタジアム駐車場を使用します。
⑤	下図の点線矢印区間（総合庁舎から MASUDA スタジアム駐車場までの区間）は駐車禁止です。離合ができず、渋滞の原因となります。
⑥	お帰りの際も、できるだけ右折をされないようお願いします。

